

令和5年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招集年月日	令和5年6月9日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時及び宣言	開会 散会	令和5年6月9日 午前9時00分 令和5年6月9日 午前9時54分			議長 井上 敏文	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	4番	江 頭 義 彦	5番	三 苫 紀美子	6番	土 渕 茂 勝
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	武 富 元	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	教育・文化課長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久美子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年6月9日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第30号 江北駅自由通路等改修工事に関する契約（協定）の締結について
- 日程第4 議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議案第32号 農業委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第34号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時 開会

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政重点事項につき報告をいたします。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

5月23日13時から令和5年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで行われました。研修テーマとしては、1点目、「町村議会の課題と今後の展望について」、2点目、「町村こそデジタルを～住民のためのデジタル活用法～」、3点目、「町村議会とハラスメント」と題して各講師から講演が行われました。

次に、5月29日16時45分から佐賀県町村議会議長会臨時総会が佐賀市で行われました。議事として役員選挙が行われ、指名推選により会長に玄海町の上田利治氏、副会長に太良町の坂口久信氏、白石町の片渕栄二郎氏両名が選出をされました。

以上、決議されたことを報告いたします。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。

内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりでございます。

なお、詳しい内容を知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御覧いただきたいと思っております。

なお、皆様のお手元に配付しております諸般の報告で、令和4年度江北町一般会計・特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び令和4年度江北町土地開発公社経営状況報告書が提出されております。

その内容につきましては、皆様に配付しておりますとおりでございます。

以上で私のほうからの諸般の報告を終わります。

続きまして、町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和5年6月定例会の開会に際しまして、町政の運営状況について御報告を申し上げますが、本議会は、町議会選挙後の初めての定例会ということになります。改めて議員の皆様方におかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当面の町政の課題について幾つかここで御報告を申し上げたいと思っております。

まず、1つは新型コロナウイルスについてであります。

御存じのとおり、5月8日から感染症上の位置づけがいわゆる5類移行ということで変わりました。これに伴いまして、陽性者の把握につきましても、これまでの全数把握からいわゆる定点把握ということで、言ってみればインフルエンザと同じような把握の方法に変わったわけでありまして、御存じのとおり、本日、ここから拝見してもマスクをしておられる方、しておられない方、それぞれおられますけれども、マスク着用などについてもそれぞれの判断ということになったわけでありまして。

ちょうどゴールデンウィーク明けからではありましたが、御存じのとおり、ゴールデンウィーク期間中も各所大変なにぎわいでありまして、かつての日常を取り戻したかのような人出でもありましたし、果たしてこの5月8日、5類移行の感染状況がどうなのかということについても注視をしておりましたが、先ほど申し上げましたように、定点把握ということで、これまでと同様の把握の仕方がなかなかできない状況ではありました。

そういう中で、ちょうど1か月たちました6月8日付の朝刊にこの1か月間のコロナの陽性者についての記事が載っておりましたので、御覧になった方もおられるかというふうに思いますが、その中でいきますと、3週連続で前週を上回る数であると。ただ、劇的に

爆発的な増加ということではなくて、緩やかに増加傾向にあるということでもあります。

5月8日の5類移行で全てが変わったということではなくて、これからそれぞれ1年をかけて本当のといいましょうか、実質的なのといいましょうか、やはりアフターコロナに向けて引き続き必要な御協力を町民の皆様にもお願いする必要があるというふうに思っております。

そういう中で、特にワクチン接種につきましては、基本的には年1回、特に65歳以上や基礎疾患をお持ちの方は春、秋2回ということをお願いしております、5月31日現在、江北町での対象者、65歳以上、また基礎疾患を含むですね、2,753名おられます。このうち既に接種を済まされている方は727名ですが、当然予約を既にしていただいている方もおられるものですから、それも含めた数は1,296名ということで、接種率といいましょうか、接種または接種を予定しておられる方を含めまして47.1%ということで、これまでのワクチン接種に比べればやはり出足が少し鈍いなというふうに思っております。ぜひ町民の皆様方におかれましては、それこそ来年4月に本当のアフターコロナを迎えるためにも、いま一度接種の御検討をお願いしたいというふうに思います。

ここでひとつ重ねてお願いしたいことがあります。今町内の医療機関の予約状況を調べておりますと、特定の医療機関に予約が集中をしておるとい現象が見られます。恐らくふだんからその病院にかかっているからということだというふうに思いますけれども、今予約しても7月の終わりぐらいにしか接種ができないという医療機関がある一方で、比較的予約をすれば早く接種ができるという医療機関もあるように聞いております。春の接種自体は8月末までに完了ということになっておるものですから、これから予約をなさる方、また、予約をされておられる方でも早めの接種ということで、そうした予約先についてもぜひ御一考をいただければというふうに思っておりますので、この場でお願いをいたしたいというふうに思っております。

次に、価格高騰対策であります。

御存じのとおり、先ほど申しました新型コロナの蔓延でありますとか、国際情勢の不安定化に起因する価格高騰の波がとどまるどころを知らず、どちらかというとさらに拍車がかかっているという状況にあるというふうに思っております。町民生活、また、町内の各部門においてもいろんな形で影響を受けておるところでありまして、町も町なりにこれまでの対策を取ってきたところでもあります。これから夏にかけてお盆をはじめ、何かと入り用な時期でもありますものですから、今回、改めて元気クーポン事業を実施したいというふうに思っ

ております。通算で6回目ということになります。これまでの過去5回の使用率は平均で97.3%ということですので、ほとんどの町民の方が利用をいただいたということであります。僅かというお声もあるかもしれませんが、町としては必要な対策をしっかりとこれからも取っていききたいというふうに思っておりますし、そうした町民の皆さんの生活の支援というだけではなくて、各産業についても状況を把握しながら、適切な時期に適切な支援をこれからも打っていききたいというふうに思います。

このクーポン事業につきましては、本議会の補正予算ということで提案をしておりますもんですから、またぜひ議案審議、常任委員会の中でも御議論いただければというふうに思っております。

一方で、これは私自身のといいましょうか、少し問題意識として持っておりますのが、いわゆるこの価格高騰というものがですね、先ほど申し上げました新型コロナであるとか、国際情勢の不安定化ということに起因する果たして一過性のものなんだろうかということが自分でもなかなか確証が得られておりません。コロナや国際紛争だけではなくて、もしかするとこの地球環境とか人口の問題であるとか、またはコロナを通じてさらに顕著になった、例えば働き方をはじめとしたいろんな多様な価値観といいましょうか、そうしたことの中で、もしかするとこの世の中の言わば仕組みみたいなものが変わった結果としてこうした現象が起きているのではないかというふうにも思っております。

御存じのとおり、物流では2024年問題ということが言われておりまして、トラックドライバーの方の時間外労働の上限時間が設定をされるなど、もしかすると、先ほど申しましたように、この単純な一過性ということだけではないとすれば、やはりこの大きな時代の流れをしっかりと見据えた生活の支援ということだけではなくて、やはり我々そのもののいろんなありようということも見直しをし、また、そうしたことについても積極的に提案をしていく必要があるのではないかということを思っております、対処療法だけではない取組の必要性ということを感じておるところであります。

次に、大雨対策についてであります。

令和元年、令和3年と我が町も大きな被害をもたらした大雨についてでありますけれども、元年、3年と来ましたもんですから、令和5年についてもあるかもではなく、あるものとしてやはり備えをしていくということが大事だろうというふうに思います。本年は既に5月28日に北部九州については梅雨入りをいたしました。平年並みでいきますと6日早い、また、

昨年からしますと13日早い梅雨入りというふうに報道がされておりますし、もう既に我が町につきましても、ゴールデンウィークの後半、5月6日、7日には自主避難所を開設し、また、高齢者等避難を発令し、事前落水もお願いしたという取組をいたしておりますし、去る6月1日、2日についても同様の対応を取ったところであります。

御存じのとおり、近年のこうした気象状況の変化であるとか大雨被害を受けまして、やはり抜本的な総合的な対策を取るべきということで、それこそ先議会の皆様方とも協議をさせていただいた上で、昨年3月に江北町では総合排水計画を策定いたし、これに基づいた取組を今実施しているところであります。5月30日には排水対策協議会を設置いたしましたし、それに先立って、5月23日から29日には4水系ごとの連絡会を開催し、議員の皆様方の中にはこちらに出席をいただいた方もおられるかと思っております。また、6月5日には町内外の関係者、関係団体、関係官庁にも御参加いただいて防災会議を開きまして、この中で先ほど御紹介をいたしました排水計画の進捗状況でありますとか、令和5年度の取組でありますとか、また、気象台からは本年の気象状況の見込みであるとか、こうしたことの情報共有もさせていただいたところであります。この件に関しては一般質問でも今回通告をいただいておりますので、ここでは、ここでとどめさせていただきたいと思っております。

実は先日まではここまでぐらいかなというふうに思っておりましたけれども、もう一点、当面の課題ということで御報告をしたいと思っております。

それはマイナンバーカードへの対応であります。御存じのとおり、このところ報道ではマイナンバーカードに係るミスであるとか誤情報であるとか、そうしたことについて報道が相次いでおります。この原因はいろいろあるということでもありますけれども、もちろん御本人、それと我々、私ども役所、それとか、例えば国保連などの関係団体などの登録ミスであるとかシステムそのもののミスであるとか、また、本来は御本人の口座で登録をすべきところが、それが徹底されていなかったというようにいろいろな要素があるように思っております。

いずれにしても、住民の皆さんは大変マイナンバーカードをこのまま持っていていいのとか、本当に自分の情報が正しいのだろうかという不安をお持ちなんだというふうに思います。

実は江北町は5月末現在ですけれども、県内での取得率は1位であります。これまで国のそうした政策を受けて、また実際、そうしたことが江北町の住民の皆さんの利便性の向上に

つながるということでこれまで積極的に進めてまいった結果ではありますけれども、だからこそ国がやるというだけではなくて、やはり町独自でもそうした町民の皆さんの不安払拭ということを行う必要があるというふうに判断いたしましたものですから、既に議員の皆様方にはお知らせをしておると思っておりますけれども、昨日、町民生活課にマイナンバーの相談窓口ということで設置をさせていただいて、本日から対応をさせていただくようにしております。窓口では、そうした御自身の登録内容の確認であるとか、もちろん御自分でもおできにはなりませんけれども、役所でも御本人の承諾をいただいた上ではありますけれども、自分の情報を確認したいという方もおられるんだらうというふうに思いますし、今のところは特に連絡はあっておりませんが、例えば、自分の内容について不具合が見つかったという情報収集などもやっていきたいというふうに思います。せっかくそれこそ国を挙げて実施している事業でありますし、例えば、我が町でも既にスタートをいたしましたコンビニ交付などは大変住民の皆さんの利便性の向上につながるものだと思います。これまでは役所が開いている時間に自分が合わせなければそうした諸証明の交付が受けられなかったのが、言ってみればいつでもどこでもそうした取得できるということは大変な利便性の向上、利便性の高いサービスであるというふうに思っております、実際、12月からスタートいたしましたコンビニ交付も実は交付件数の全体の既に3割を占めております。そうしたことから、国が実施をされる対策に合わせて、町独自としても町民の皆さんの不安払拭に可能な限り努めてまいりたいというふうに思っておりますので、追加をして御報告させていただきました。

ここまでは当面の町政の課題の中の幾つかを申し上げましたけれども、幸いといいましょるか、最近では江北町でも大変明るい話題も幾つか耳に、または目にすることができるようになりました。

1つは、これは言わずと知れたB2バスケットの角田太輝選手の活躍であります。御存じのとおり、今回、角田太輝選手の活躍もありまして、B2リーグで優勝、来季からB1昇格ということで、特に角田選手には江北町の広報大使もお願いをしておるものですから、また、テレビ放送でも江北町出身のということによっていただいていることで、江北町自体の知名度向上にも大変寄与いただいているのではないかなというふうに思っております、これはお祝いというよりも、どちらかというとお礼の気持ちではありましたけれども、6月7日に本社のほうにお邪魔をいたしまして、社長、また、角田選手も同席をしてくれましたけれども、そうした町の言ってみれば気持ちといいましょるか——をお伝えしたところであります。

角田選手に限らず、本当にたくさんの子供たちが今活躍をしてくれております。全てをここで紹介するわけにはいきませんが、例えばレスリングでいきますと、藤瀬夏唯君が今回アジア大会に日本代表として出場するとか、また、野球でいきますと、峰松紘大選手が、これはポニーリーグの日本代表に選ばれるであるとか、また、ゴルフの藤井太己選手が全日本のアマチュアゴルフ選手権大会に出場するであるとか、本当にここで御紹介をすれば、それだけで1時間かかってしまうぐらい、いろんな子供たちが活躍をしてくれているというのは町にとっても大変面白い話題ではないかというふうに思っております。

また、もう一つにはオーストラリアとの交流事業が再開をできたということもあろうかというふうに思います。この事業は、やはり明治維新150年の年を機に江北町の交流元年ということで、ぜひ子供たちに、また子供たちだけではなくて、我が町全体がやはり多様性ということをやがものとするためにも国際交流ということをやりたいということで始めさせていただきましたが、残念ながら新型コロナの影響でなかなか往来をすることができませんでしたが、今回、先方からの意向もあり、また、私どもの意向もあり、交流を復活させることができました。

御存じのとおり、私どもがオーストラリアで交流をしておりますのはエンカウンター・ルーサランカレッジということで、幼稚園から高校まで子供たちが通っている学校でありますけれども、今回、14名を派遣することが決まりました。また、先方からも我が町に来てくれるということに、受入れをさせていただくということになっておりますものですから、必ずしもオーストラリアに行く子供たちだけではなくて、子供たち全て、また、町を挙げてそうした交流ができればというふうに今から楽しみにしておるところであります。

それともう一つだけ、これも議会の皆様方にはお知らせをしておりましたけれども、山の学校という、中山間振興と都市との交流であるとか、こうした活動を行っておられる団体があります。町内の特に岳地区では、この山の学校の皆さん方と一緒に地元の活性化、また、中山間地域の振興ということで取り組んでいただいておりますけれども、今回、この山の学校が制作される映画の舞台に江北町を選んでいただきまして、既に映画の撮影が開始をされておまして、順調に進んでおるといふふうに聞いております。なかなかそうした光の当たりにくい私どものような小さな町、さらに言うならば、今まではどちらかという条件不利地のような言われ方をしていた中山間地にこそ、実はたくさんの宝があるんだということぜひ江北町から発信ができればというふうに思いますし、江北町も小さな町ではあり

ますけれども、それこそ山間部から平野部まで本当にいろんな方が住んでおられます。ぜひ我々町民も新たに江北町を知る機会になればというふうに思っております、この活動については江北町としても全面的に協力をしていきたいというふうに思っております。

それと、これも課題というよりも、テーマということだというふうに思いますけれども、また、今回、一般質問でも何人かの議員の方からは御質問いただいておりますので多くは申し上げませんが、江北町のこれからの一つのテーマといたしましうか、そして、この義務教育学校というものがあります。先ほどは子供たちの活躍について少し御紹介をしましたが、先ほど御紹介したのはどちらかというとスポーツ関係が多いですね。もちろんそうした言ってみれば自分の一生のテーマといたしましうか、やはりそうしたものに出会えるということは大変素晴らしいことであるし、それは必ずしもスポーツに限らないというふうに思いますし、何かそういう上に上がっていくということだけではないだろうというふうに思います。やはり一人一人が自分たちの個性に基づいていろんなそうしたテーマを持つとか、自分の目標を決めるというチャンスを設定するというのは大変大事なことなんじゃないかというふうに思います。特に我々が小学校、中学校に通っていた時代とは大きく時代は変わっています。例えば、情報化にすれば、今は大人も子供も基本的には同じ情報を見て生活していますし、考え方であるとか暮らし方であるとか、こうしたものも多様化をしております。

そうした中で、やはり新しい時代にふさわしい新しい教育をする必要があるというふうに私も思っておりますし、言ってみれば、子供たち一人一人がこれから生きていくための鍵を見つけられるような教育が実施ができればというふうに思います。この鍵というのはあくまでも先ほどのスポーツで何か上に行くということだけではなくて、中には自分の人生の目標であるとか、テーマであるとか、夢であるとか、もしくはこれからの生きるすべということも言えるのではないかというふうに思いますけれども、そうした教育環境の整備ができればいいなというふうに思っております。

御存じのとおり、今教育委員会で検討を進めていただいておりますけれども、去る4月26日でした。私も教育委員会の視察に実は同行させていただいて、長崎県の東彼杵町にありますながさき東そのぎ子どもの村小・中学校という学校に行ってみました。ここは大変珍しい学校法人、いわゆる民間の小中の一貫校になっております。学校法人きのくに子どもの村学園という法人が既に全国で10か所開設をされておりますけれども、実際、拝見をして大

変驚いたといひましようか、感銘も受けましたし、刺激も受けました。簡単に言うと、一人一人のやはり個性とか自主性とかを前提とした教育であり、また、体験、単なる体験というよりも、実践といひましようかね、やはりこうしたものに重きを置かれている教育をされておりました。もちろん公立の学校で同じようにできるわけじゃないと、一刀両断するのも簡単ではありますけれども、私は実際拝見をして、これから我々が進めていく教育環境の整備にも十分参考にさせていただく要素がたくさんあったなというふうに思います。例えば、体育大会、体育大会をするかどうか自分たちで決めて、そして、その種目も自分たちで決めて、その種目に必要なものも自分たちで準備をするそうです。ちょうど我々が行ったときには、パン食い競争を今回運動会でやるということ自分たちで決めたらしくて、じゃ、そのパンを自分たちで作るということで、ふだんから栽培をされている食料も使って、実際、我々が行ったときには、まだあのときはパン作りの実験段階ぐらいですかね、そういうこともされておりました。もちろん自分たちで話し合っ、自分たちで決めたことですから、本当に生き生きとして、体育大会そのものの前の準備から取り組んでいたのが大変印象的でありました。

実はこの学校は、もともと東彼杵にあった小さな公立学校の廃校を譲り受けて開設された学校です。私どもの学校とは比ぶべくもないほど小さな、しかも設備もそれほど調っていない学校ではありますけれども、全国からこの学校に行きたいと、また、この学校に入りたいという方がたくさんおられるというほど、やはりほかとは一線を画す大変すばらしい教育をされているということでもあります。それを見るにつけ、もちろん教育環境ということの中には施設であるとか敷地であるとか、そうしたハード的な要素ということもあると思いますけれども、それだけではなくて、やはり何をどのように教えるのかという、言ってみれば、ちょっとハード、ソフトという言い方で整理をしていいのかどうか分かりませんが、やはりそうしたどんな教育を施すのかということが大事であろうというふうに思いますし、このことについては、現在、教育委員会のほうでも検討を進めていただいております。先ほど申し上げましたように、一般質問でも今回御質問をいただいているようでありますから、そうした検討の状況についてはまた答弁をしてもらえないかというふうに思っております。

ここまでが町政の課題、また、最近の町政の動きということでお話をさせていただきましたが、あと1点だけ、今回、冒頭申し上げましたように、町議会議員選挙、初めての定例会

ということであります。私も私なりに例えば議会と首長の関係であるとか、それぞれの役割であるとか、それぞれが何をすべきかということを経日々自問自答しながら、また、時には必要な勉強もしながら、今こうしてその一端を担わせていただいております。

よく議会と首長の関係は車の両輪という言葉方をします。私はこの表現はもちろん正しいというふうに思います。同じ目的に向かって、同じ目的というのは町の発展ということだというふうに思いますけれども、同じ目的に向かって、一緒に正しいほうに向かうということはそのとおりだというふうに思いますが、ただ、この言葉だけで議会と首長の関係はなかなか表現し得ないんじゃないかなというふうに思っております。

というのも、もちろん右と左の車輪は基本同じ動きをするわけですが、先ほど申し上げましたように、議会、そして首長の権限と責務というのは役割が必ずしも同じではありません。そういう意味でいきますと、自動車は車4つついているわけですから、どっちが前輪、後輪とは言いませんけれども、やはりそれぞれがそれぞれの役割をしっかりと果たしてこそ、一つの車に例えるならば、車としての性能を発揮するということがなんじゃないかなと思います。

それで、5月9日の臨時議会がありました。それ以降の一連の我々の対応について自分なりにもう一回整理をしております。大変幾つか学ぶべきところがあるな、学ぶべきところというか、気づきがありましたものですから、ぜひそれを共有させていただきたいと思っております。

5月9日に町議選後に臨時議会を招集させていただきました。実はこの議会の招集権というのは、地方自治法の第101条に、議会は長が招集すると、首長が招集するというふうに書いてあります。ですから、今回の臨時議会も私が招集をさせていただいたわけですが、だからといって、やみくもに私が議会の招集できるわけではありません。もちろん定例会というのはあらかじめ決まっておりますけれども、特に臨時議会については、地方自治法、今度は次の条、102条の第4項に、臨時会については、付議事件をあらかじめ長が告示することになっております。ということはどういうことかという、単純に臨時議会を開くということではなくて、臨時会を開くための事件、ここでは事件という書き方をしておりますけれども、一番多いのは議案だというふうに思います。がなければ、単純に臨時会を開くということは実はできないということなんですよね。

今回の臨時会には、実は先ほど御紹介した国際交流をはじめとした補正予算を議案として

提案させていただきましたし、今回の告示には補正予算も上げさせていただいておりますけれども、実はもう一つ事件というのが、事件というのは何か悪いことという意味じゃなくて、事案と思っていただければいいと思いますけれども、実は議長選挙の件ということも入っております。実は補正予算については、これも地方自治法に定めがありますけれども、議会のいとまがないと判断した場合には専決処分ということで、実は首長に予算の専決を行う権限があります。大分ぎりぎりまで考えたんですけれども、何とか臨時議会をあのタイミングで開会すれば議会にお諮りができるということで補正予算として上げさせていただいたわけでありまして。中には、選挙後の議会にすぐそが補正予算ば上げてやというお声もありましたけど、よくよく考えてみると、実はその議案があったからとまでは言いませんけれども、実は議案がなければ臨時議会は開けないということなんです。

ただ、この臨時会を開くのはもう一つ規定がありまして、議員の皆さん方の4分の1以上の方から臨時会を開いてくれという請求があれば、それに基づいて実は首長は臨時会を開くということにはなっていますが、今回、議員の皆さん方から4分の1以上から議会を開くという請求をいただいておりますもんですから、結果的には、先ほど申し上げましたように、補正予算を提案させていただくということと、実は議長を決めていただきたいという執行部としての事件として今回臨時会を開いたということになりますし、実は4年前の臨時会のときにも、後で調べてみますと、補正予算を実は上げておったんですね。ですから、結果的という言い方はよくありませんけれども、やはりそうした臨時会を開く権限は首長にありますけれども、議案がなければ開けない。その議案が今回は補正予算であり、また、町として議長を決めていただきたいという格好になっていたということはぜひ共有させていただいたほうがいいなというふうに思います。だからどうということを行っているわけではなくて、今ここに地方自治六法というのを持ってきておりますけれども、そうしたルールというのは全てこの中に書いてあります。やはり今回、初めての議会ということでもありますから、やはり我々みんなが議会、そして首長、それぞれの責務と権限ということをしっかり理解をした上で、そしてお互い協調し、連携して町政を進めていくということが大事なのではないかというふうに思っております。

もちろん予算の議決権は地方自治法第96条の規定で議会にあります。そして、その予算を提案する、また調整をする、そして執行する権利は、第149条で首長にあるということにされておりますし、その例外として、第179条には専決処分ができるということになっており

ます。

ここで、先ほど御紹介した国際交流の事業についてもう一度よく考えてみますと、当初補正予算の中では、中学1年生から3年生まで各4名ずつの12名で派遣したいということで予算の承認をいただきました。実際、募集をしましたところ、全部で14名の応募がありました。2名多いんですね。多かったですよ。もっと言うなら、1学年4名ずつということになると、実は12名全部埋まらなくて、言ってみれば、もしこのまま進んでいけば4名が行かせてあげられないということになったんですが、ちょうど並行して、今回の国際交流の業務についての入札をしておりましたら、予算の残額が発生をするということが分かりました。それで、教育委員会としては、14人せっかく手を挙げてくれているのなら、そして、予算の範囲内であるなら、予算の範囲内だけでもいいでしょうか、どうにかならないだろうかということで相談を受けたものですから、もちろんこれは先ほど言いました予算の執行権内ではありますけれども、やはり議員の皆様方に御説明をしていたこととは少し内容は変わるものですから、それであるならば、議会の皆様方にも御理解をいただければ、ぜひそこは予算の執行権の中でやりましょうということで、個別に議員の皆様方にも御了承をいただいて、結果として14名全員派遣をすることができるようになったということでもあります。このことこそが、先ほど原則を言いましたけれども、役割と責務について、それだけではなくて、先ほど車の両輪というような言い方もありましたけれども、前輪、後輪かもしれませんが、やはり一つの町としてしっかりパフォーマンスを発揮していくということが、お互いがそれぞれを連携、協調していくということが大事なんじゃないかなということを経験のこの一連の対応で改めて思ったところでもあります。

先ほどから車の例を出しておりますけど、車でいくと、恐らくまず安全に、そして効率的に、そしてなるべく早く移動できるというのが多分いわゆる車の性能、パフォーマンスということなんだというふうに思いますし、まさにそのためには、繰り返し言いますと、議会と我々執行部が相連携、協調しながら、また、しっかり議論をしながら進めていくということが町全体の発展につながるということを改めて思いました。もちろんチェック機能だとか、いろいろ言い方がありますがけれども、私はその言葉だけでもこの関係はなかなか表現できないのではないかなというふうに思っております、あえて言うなら、車の両輪というよりも、この車の四輪としてやはり一つの江北町という車をいかに安全に効率よく、そしてスピーディーに進めていくということをしつかりこれからも協議していく必要があるのではないかな

というふうに思っております。

改めて、これから4年間議員の皆様方と共に、まさに町の発展のために共に学び、ぜひ充実した議論をして、一步でも二歩でも江北町が発展するよう、私自身も新たにお約束を申し上げたいというふう思いますし、議員の皆様方にもお願いをいたしまして、令和5年6月定例会の所信表明とさせていただきます。今議会もどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

以上で諸般の報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において4番江頭義彦君、5番三苫紀美子君、6番土淵茂勝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりでありますので、御了承願いたいと思っております。

日程第3～第7 議案第30号～議案第34号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第30号から日程第7. 議案第34号まで一括上程をいたします。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長(武富和隆)

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案について、順次御説明を申し上げたいと思います。

まずは議案第30号 江北駅自由通路等改修工事に関する契約（協定）の締結についてであります。

江北駅自由通路等改修工事について、九州旅客鉄道株式会社と協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事に係る契約金額は2億5,000万円であり、工事内容としては、駅自由通路の雨漏り修繕、歩行空間の安全対策及び内装、外装の改修を行うものであります。

なお、本工事については、線路閉鎖後に感電災害を起こさないようき電停止等の作業が発生することから、九州旅客鉄道株式会社との調整協議、現地調査が必要となり、安全、円滑に工事を行うためには競争入札に付することが不利であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による随意契約とするものであります。先ほど申し上げましたような随意契約の理由でJR九州と協定を結んで工事自体は実施する必要がありますが、実際、またJR九州も恐らくその工事についてはいろんな各社に発注をされるということでもあります。もちろん基本的な考え方は安全上ということであるものですから、一定は致し方ないというふうに思いますけれども、やはり町としては、その中でも可能な限りやはり地元発注といたしましょうか、そうしたことについてはぜひ要望を働きかけたいというふうに思いまして、議会終了後にはそうした働きかけにも行ってまいりたいと思っております。

次に、議案第31号 和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

令和5年1月14日に発生した下水道施設事故の対応として、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

本件は、町が所有する下水道施設東分中継ポンプ場において、ポンプ機能を喪失する事故が発生し、施設の上流に位置するアパートの一室において汚水が逆流し、床面などを損壊させる被害が生じました。その対応として、町が加入している総合賠償保険を通じて建物の修

繕費用、家財補償等を被害者に支払うことが示談で成立します。

なお、議会で議決を受ける賠償額は101万6,090円となります。

本件についても先議会には御報告をしておりましたけれども、1月14日に下水道東分中継ポンプ場における事故が発生をいたしました。どういう事故かといいますと、この設備を動かしている電源にいわゆる無停電装置、電源が失われたときに、代わりに電源を供給するための装置がついておりますけれども、今回、この無停電装置そのものが停止をいたしまして、施設の稼働ができない状況となったということがこの事故の最初の要因であります。それについて、実際、その事態の状況の把握に時間を要したために、処理しきれなかった汚水などが東分中継ポンプ場の中に充満をするということで、もちろん設備にも被害をもたらしましたし、住民の皆さん方にも御迷惑をおかけしたところであります。

我が町、住みやすさを売りにしている町としては、住民生活の基盤に係る設備がこうした事故を起こすということは大変心苦しく思っておりますし、再発防止にもしっかりと努めていく必要があるというふうに思っております。

これも3月議会で申し上げたと思っておりますけれども、今のところどういうふうに整理をしているかという点、1つには、先ほど申し上げました、そもそも無停電装置そのものに瑕疵がなかったかということが1つあります。

そしてもう一つには、じゃ、仮に無停電装置に不具合が発生して、ここまで事故と言うべき事態になった要因としてやはり対応の遅れということがあったんだと思います。この施設については委託事業者に今委託をしておりますけれども、一つには委託事業者の対応、そして、実は併せて我々、もちろん町の施設なものですから、町としての対応と、この3つが恐らくこれから具体的な責任の所在、またその責任の割合ということは今算定すべく、弁護士、また関係官庁、また当事者とも現在協議、確認を進めているところでありますが、いずれにしても、言ってみれば交渉事なものですから、なかなか途中で誰がどうですもんねというふうなことが言えないものですから、今引き続き、先ほど申し上げたようなこの3者の責任の所在と割合について今調査中であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。いずれにしても、町の施設でありますし、今回、被害を受けられたというのは全くの第三者の方であります。そういう意味では、賠償の任は我々町に一義的にあるものですから、その後請求をするかどうかは別として、やはりここはまず被害者の方にしっかり対応すべきということで、まずここについては示談が可能ということでありましたものですから、まず取り急ぎ

こちらの議案を上げさせていただいているということでもあります。

事故の経過については参考資料にもおつけをしておりますし、また、事業説明書の中にも御説明をさせていただいておるといふふうに思いますので、そちらについても併せて御参考にいただければと思いますけれども、ひとつせつかくでありますからといいますか、先ほど言ったように、実は賠償そのものは、保険に加入をしているものですから保険から支払います。そういう意味では、今回の賠償について言えば、町の予算は実は必要ないんですけれども、先ほどから所信表明の中でも御紹介をした地方自治法の中に、議会が議決をしていただかなければいけない事項の中に予算のほかにも賠償をするということとか、また、和解をするということも議会の同意が必要ということであるものですから、今回、その賠償と和解についての議決をお願いするものであります。

次に、議案第32号 農業委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

現農業委員会委員の任期が令和5年7月19日で満了することに伴い、新たな委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回の農業委員の更新につきましては、新しい制度に変わって2回目ということになります。御存じの方もおられるというふうにも思いますけれども、以前は選挙をされて議会の議決ということにはなっておりませんでしたけれども、今回、新たな新制度ということで、議会の議決をいただくいわゆる人事案件ということになります。江北町議会のこれまでの通例でいきますと、人事案件は基本的には最終日提案をさせていただいておりますし、実はこの農業委員会の委員の任命についても、前回は最終日提案をさせていただいておりました。というのは、何でわざわざ最終日に提案をするかという、やはりあくまでもそれぞれの人に関わることなものですから、議案として冒頭提案をさせていただいて、会期中ずっとそれを言ってみればさらすといいたいまいしょうか、やはりそうしたことが好ましくないということで、先人たちの一つの慣例として最終日提案ということの基本にされていたんだろうというふうに思います。

ところが、この農業委員会の委員の任命の在り方というのが少しほかのものとは違っていて、実は既に農業委員会のほうで実施をされました選考委員会で、いわゆる候補予定者としては既に決まっておりますものですから、もう既にその時点で長い間、ちょっと言ってみれば不安定な状況に候補者の方をするのは好ましくないのではないかとということで、ほかの自

治体の事例も調べましたところ、やはり冒頭提案をされているところもあるということであったものですから、今回は最終日提案をしましたがけれども、またほかの人事案件とは違って、こちらは冒頭提案をさせていただいたほうがいだろうということで、今回、冒頭提案をさせていただいているということでもあります。

次に、議案第33号 令和5年度江北町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、1億942万7千円を増額し、歳入歳出予算総額を69億7,198万5千円とするものであります。

主な内容としては、生活支援として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、家計への負担増が続いている中、生活者を支援するため、町内店舗で使用できる3千円クーポン券を、今回、第6弾となりますけれども、全町民に配布をするものであります。

また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給することとしております。

また、アフターコロナ緊急安全対策事業として、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより道路交通量が回復することを踏まえ、主要町道及び駐車場の区画線整備を緊急に行い、道路交通の安全を確保するための費用を計上しております。

これについては、先般、交通安全対策協議会を開催いたしました。議長にも同席していただいたかと思えますけれども、その中で、白石警察署からの最近の事故の状況について報告をいただきました。人身事故が約80件減っておると、これは大変喜ばしいことなんですけれども、一方で物損事故が800件増えているというんですね。どうも聞いておりますと、やはり先ほど申し上げましたいわゆるコロナ明けといいましょうか——ということで交通量、また人出が増えたことによって、一つにはいろんな施設の敷地内での物損事故が増えているということも説明がありましたものですから、実際、それを受けて町内の公共施設を調べておりますと、大分区画線が消えかかっているところもたくさんありますし、さらに言えば、道路についても白線が消えているところがたくさんあります。もちろん特に道路の区画線については計画的に事業をしておりますけれども、ここはこの時期を捉えて一気にというか、まとめてといいましょうか、やはり安全対策としてやらせていただきたいということで、今回、事業として取りまとめたものであります。

さらに、改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車に乗る人のヘルメット着用が全年齢で努力義務となったことから、ヘルメット着用率を向上させ、自転車事故による被害を軽減させることを目的として、自転車用ヘルメットの購入費用の助成費用を計上いたしております。

既に13歳未満は着用の努力義務がありましたし、小学校の指導などもありまして、子供たちも着用率は大変高いのではないかというふうに思っておりますし、中学校は少なくとも通学時点では指定のヘルメットを着用するというようになっておりますが、例えば高校生、例えば大人、自転車でヘルメットをかぶるという意識がまだなかなかないのではないかというふうに思います。今のところは努力義務ですけれども、これも交通安全対策協議会の中で白石警察署長がお話をされておりましたけれども、実は以前はシートベルト、今はもちろん着用義務がありますけれども、これも最初は努力義務だったと。ということからすれば、これから早晩どうせ着用義務化されますよということを言われましたし、何よりもヘルメットをかぶっているかどうかで致死率が2.2倍違うということでありましたものですから、大人が自転車でヘルメットをかぶるというのは何かおかしいなんていう意識をやはり払拭するためにも、ぜひ背中を押すためにも町としてヘルメットの購入について助成を行いたいというふうに思っているところであります。

また、その他、これも先ほど御紹介しましたけれども、江北町中山間地域情報発信事業として、さが山の学校が制作する自主啓発映画「土のひと風のひと」に協賛を行い、本町の中山間地域の隠れた魅力を掘り起こし、町内外に当町の魅力を発信するために要する経費を計上しております。

この山の学校の映画制作については、関係機関、例えば県などからもいろんな支援を受けておられるというふうに聞いておりますけれども、先ほど申し上げたように、町も協力をいたしたいというふうに思っておりますものですから、一定額の支援をぜひさせていただきたいと思います。

歳出の主なものとして、物価高騰対策事業（江北町元気クーポン券）、第6弾になります。3,400万円、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業2,394万円、アフターコロナ緊急安全対策事業2,006万5千円、江北町自転車用ヘルメット購入費助成事業80万円、江北町中山間地域情報発信事業37万5千円、小学校トイレ改修事業1,425万2千円などを計上いたしております。

補正予算の主な財源としては、ふるさと応援基金繰入金、新型コロナの地方創生臨時交付金など、事業執行における国庫・県支出金、コミュニティ助成事業助成金などがあります。

最後になりますが、議案第34号 令和5年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、3,349万円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億5,767万6千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、先ほども御報告をいたしました東分中継ポンプ場の機械・電気設備復旧工事に係る工事請負費の増額及び人事異動に伴う人件費の増額補正などがあります。

以上が本議会に提案いたしました議案であります。よろしく審議賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上の本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午前9時54分 散会